

記者発表資料 4枚

平成30年 5月 7日  
福島県土木部建築指導課

## 「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」の募集を開始します

県では、住まいの省エネルギー化を促進するため、既存戸建住宅の天井（屋根）、壁、床（基礎）又は窓の断熱改修工事を行う方へ改修費用の一部に補助金を交付します。

以下により、今年度の募集を開始しますのでお知らせします。

- 1 募集期間等 第1回 平成30年6月1日（金）～平成30年6月29日（金）  
（募集戸数50戸 抽選日：7月2日（月）（予定））  
第2回 平成30年8月1日（水）～平成30年8月31日（金）  
（募集戸数40～50戸程度 抽選日：9月3日（月）（予定））

※エントリーシートにて各回の募集期間中にお申し込みください。

当選された方は、抽選日から各回の期限までに交付申請書を提出してください。

- 2 対象者 次のすべてに該当する方
  - (1) 自ら居住するために行う住宅の断熱改修に係る工事契約を平成30年4月2日以降に締結していること。
  - (2) 補助金の交付申請を工事完了前に行うこと。
  - (3) 原則として、工事を平成30年度末までに完了すること。
  - (4) 県税の滞納がなく、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金を受けていないこと。

- 3 補助の内容 県内既存戸建住宅の断熱改修に係る経費の1/2又は1/3  
（上限額80万円～150万円）  
※改修内容等により補助率及び上限額が変わります。

- 4 申請窓口 最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター各事務所  
※（別紙）ふくしま建築住宅センター事務所一覧をご覧ください。

- 5 その他 詳細は、県建築指導課ホームページ（県トップページから「省エネ住宅」で検索）を御覧ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html>

### 【問い合わせ先】

土木部 建築指導課

（担当者）主幹兼副課長 佐瀬 守昭

電話 024-521-7522 内線 3667

FAX 024-521-7955

(別紙) 一般財団法人ふくしま建築住宅センター事務所一覧

事務所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8852 郡山市台新1丁目33-5 郡山建設会館2階	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

# 福島県省エネルギー 住宅改修補助事業

省エネルギー推進のため既存戸建住宅の断熱改修へ

# 最大120万円補助

【地域区分3の地域(裏面参照)は最大150万円】

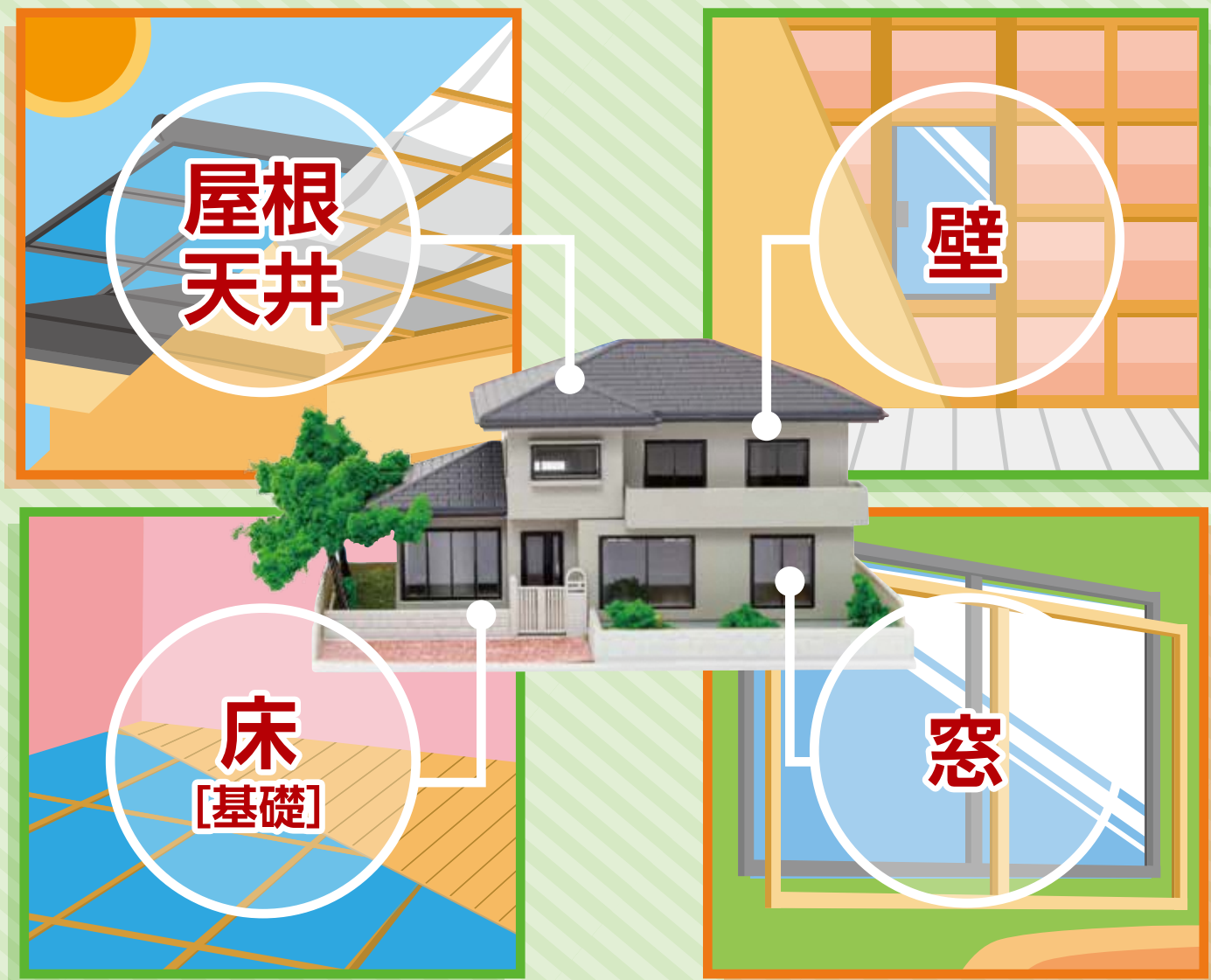
募集期間

第1回 6月1日~6月29日

第2回 8月1日~8月31日

応募者多数の場合は  
抽選となります。

まずは、エントリーシートにて  
お申し込みください。  
第2回までの応募が予算額に  
満たない場合は随時募集(先着順)



# 募集のご案内

## 募集戸数

第1回:50戸 第2回:40~50戸程度

## 補助対象経費

県内既存戸建住宅の断熱改修<sup>※1</sup>に係る経費。

※1 断熱改修:部位に求められている断熱等性能等級4に相当する基準(別表1<sup>※2</sup>)を満たす開口部及び断熱材により、天井(屋根)、壁、床(基礎)又は窓を改修すること。

※2 別表1:福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付事務取扱要領「別表1」の基準。

対象外経費 | ○国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費  
○併用住宅における住宅部分以外に係る経費

## 補助対象者

次の全てに該当する者

- ①自ら居住するために行う住宅の断熱改修に係る工事契約を補助金の交付申請年度の4月2日以降に締結すること。
- ②補助金の交付申請を工事完了予定日の属する年度の工事完了前に行うこと。
- ③原則として、工事を補助金の交付申請年度の末日までに完了すること。
- ④県税の滞納がなく、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金を受けていないこと。

## 補助金額

(1)対象経費の1/2又は120万円(地域区分3の地域<sup>※</sup>は150万円)のいずれか低い額

【次の要件全てを満たすこと】※別表1の基準を満たしている場合は断熱改修不要。

①居間、台所及び食堂

ア 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。

イ 天井、壁又は床いずれか1つ以上を断熱改修すること。

ウ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②脱衣所

エ 窓について内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。

オ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

③上記以外の室(居室及び非居室をいう。)を改修する場合

カ 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。(非居室の場合は、ガラス交換でも可。)

キ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

④建築基準法等の関係法令に適合すること。

(2)対象経費の1/3又は80万円(地域区分3の地域は100万円)のいずれか低い額

【次の要件全てを満たすこと】※別表1の基準を満たしている場合は断熱改修不要。

①改修する室

ア 窓全てについて内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。

イ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②建築基準法等の関係法令に適合すること。

※(地域区分3の地域)会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市(旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村

## 問い合わせ先、申請窓口・方法

問い合わせ先 一般財団法人ふくしま建築住宅センター

県北事務所 〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL 024-573-0121

県中事務所 〒963-8852 郡山市台新一丁目33-5 TEL 024-995-5022

いわき事務所 〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 TEL 0246-35-1050

会津事務所 〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17 TEL 0242-38-3611

## 申請窓口・方法

補助金申請をされる方は、まずエントリーシートにて募集期間中にお申込みしてください。応募者多数の場合は抽選となります。エントリーシートの様式は、(一財)ふくしま建築住宅センターホームページよりダウンロードしてください。

エントリーシートの提出は、最寄の(一財)ふくしま建築住宅センター(上記)へ提出(持参・郵送)してください。

エントリーシートの提出は1工事につき1枚のみとなります。

抽選の結果当選された方は、所定の書類を添えて交付申請書を最寄の(一財)ふくしま建築住宅センター(上記)へ提出(持参)してください。

※当選者は募集スケジュールに記載されている期限までに交付申請書が提出されない場合、当選の権利を失います。

なお、補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、福島県建築指導課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuyutaku.html>

福島県 省エネ住宅 検索

県の連絡先:福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7528

※断熱改修を検討されている方は、まずは工務店やリフォーム業者へご相談ください。